

市第58号議案

横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第 3 項中「一人一人の個性を尊重し、認め合う」を「誰一人取り残されることのない」に改め、第 4 項中「お互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし」を「互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずることを基本理念に」に改め、「となつて」の次に「まちづくりを推進し」を加える。

第 1 条中「定めるとともに、」を「定め、並びに」に改め、「により」の次に「、社会的障壁を生じさせないための必要な措置を行うことによって」を加え、「人間性豊かな福祉都市」を「横浜に関わる全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」に改める。

第 2 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 社会的障壁 高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第 3 条第 3 項及び第 4 条第 4 項中「施設を」を「施設について、」に、「ための」を「ため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な」に改める。

第 18 条の見出し中「市民参画」を「市民等の参画」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が必要と認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市及び事業者の責務に関する規定を追加するとともに、高齢者、障害者等の参画の機会を確保するための規定を整備する等のため、横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（ <u>上段 改正案</u> ）
（ <u>下段 現 行</u> ）

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、誰一人取り残されることのない
一人一人の個性を尊重し、認め合う社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずることを基本理念に
お互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり
を基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となってまちづくり
を推進し、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市（以下「

市」という。) 、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定め、並びに 高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号。以下「法」という。) 第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、社会的障壁を生じさせないための必要な措置を行うことによって、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって横人浜に關わる全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生 間性豊かな福祉都市 する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 (第1項省略)

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号省略)

(2) 社会的障壁 高年齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) (本文省略)

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

(市の責務)

第3条 (第1項及び第2項省略)

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、 高年齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにする ため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者、
施設を
障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障
害者等
壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずる
よう努めなければならない。

(市民等の参画
市民参画の確保)

第18条 (第1項省略)

- 2 市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、
障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、
障害者等その他市長が必要と認める者が参画する機会を確保する
ための措置を講ずるよう努めるものとする。